

建築士事務所の廃業届

建築士事務所の開設者が次の事項に該当することとなった場合は、各該当者は30日以内に廃業届を届出なければなりません。(建築士法第23条の7)

■届出に必要な書類 <正副2部(副本はコピー可)提出>

①建築士事務所廃業届(様式4)

②添付書類

・建築士事務所登録申請書(副本)原本を添付。副本原本を紛失した等の理由により添付できない場合は、その経緯と届出者の氏名、文書等を登録済申請書の副本に代えて添付する。

・その他(下記参照)

[該当事項]

●開設者が建築士事務所の業務を廃止したとき

届出者:開設者

●開設者が死亡したとき(個人の場合)

届出者:開設者の相続人

添付書類:死亡の事実および相続人であることが確認できる戸籍謄本または抄本の原本

●開設者が破産したとき

届出者:破産管財人

添付書類:破産の事実を証する書類(破産決定通知書等)または破産管財人であることが確認できる書類および登記事項証明書の原本

●法人が合併により解散したとき

届出者:法人を代表する役員であった者

添付書類:解散の事実を証する書類(閉鎖事項証明書の原本)

●法人が破産または合併以外の事由により解散したとき

届出者:精算人

添付書類:解散の事実を証する書類

(精算人が登記された登記事項証明書の原本)

●管理建築士が事務所に所属しなくなったとき

(事務所の登録要件を欠くことになるため)

届出者:開設者

※以下の場合は、従前の登録を廃業して、新規に登録し直してください。

- 二級建築士事務所から一級建築士事務所など事務所の級別を変更する場合
- 個人登録で開設者を変更する場合(氏名の変更を除く)
- 個人から法人へ、法人から個人への開設者を変更する場合
- 登録都道府県の変更する場合

■提出先・問い合わせ先

長野県指定事務所登録機関

一般社団法人 長野県建築士事務所協会

〒380-0936 長野県長野市岡田町 124-1 長水建設会館2階

(当協会ホームページ <http://www.nsjk.com> を参照ください)

Tel 026-225-9277 Fax 026-225-9278

届出書の提出は郵送(簡易書留)による受付も取り扱います。但し、抹消通知書及び廃業届出書(副本)の返信用封筒(切手貼付)も同封の上、提出してください。